

## WestlawJapan 法令あらまし

### 【法令名】

- 平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令

【掲載官報】	平成 23 年 3 月 13 日 号外特第 10 号 1 ページ
【法令番号】	平成 23 年 3 月 13 日 政令第 18 号
【管轄省庁】	内閣府本府
【施行期日】	公布の日〔平成 23 年 3 月 13 日〕から施行
【制定の根拠】	激甚災害 <sup>じん</sup> に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和 37 年法律第 150 号）第 2 条第 1 項及び第 2 項、第 7 条、第 12 条第 1 項、第 13 条第 1 項、第 14 条並びに第 25 条第 1 項
【法令のあらまし】	<p>1. 平成 23 年東北地方太平洋沖地震による災害を激甚災害として指定する。</p> <p>2. 当該激甚災害に対し、次に掲げる措置を適用する。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>(1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助</li><li>(2) 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置</li><li>(3) 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例</li><li>(4) 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助</li><li>(5) 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助</li><li>(6) 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助</li><li>(7) 共同利用小型漁船の建造費の補助</li><li>(8) 森林災害復旧事業に対する補助</li><li>(9) 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例</li><li>(10) 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例</li><li>(11) 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助</li><li>(12) 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助</li></ul>

## WestlawJapan 法令あらまし

	(13) 私立学校施設災害復旧事業に対する補助 (14) 市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例 (15) 母子及び寡婦福祉法による国の貸付けの特例 (16) 罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例 (17) 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等 (18) 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例
【改正される法令】	なし